

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	企業局	整理番号	1
許認可等の種類	指定給水装置工事事業者の指定			
根拠法令条例等・条項	水道法第16条の2第1項			
許認可等の概要	新たに給水装置工事事業者になりたい者に対する指定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>県営水道指定給水装置工事事業者の指定及び給水装置工事の施行に関する要領第4条法第16条の2第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。</p> <p>2 指定給水装置工事事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた指定給水装置工事事業者申請書により、次の各号に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名</p> <p>(2) 条例第3条に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに法第25条の4第1項の規程によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号</p> <p>(3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数</p> <p>(4) 事業の範囲</p> <p>3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 法第25条の3第1項第3号のイからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し</p> <p>4 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた誓約書によるものとする。</p> <p>第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) 事業所ごとに、法第25条の4第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p> <p>(2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。</p> <p>ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具</p> <p>イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具</p> <p>ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具</p> <p>エ 水圧テストポンプ</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>イ 法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ウ 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者</p> <p>エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの。</p>			
基準の制定根拠	水道法第25条の2及び第25条の3			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	15日(現地機関の処理 5日、処分機関の処理 10日)			
期間の制定根拠	—			